

大谷・小鹿地区まちづくり検討会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、大谷・小鹿地区まちづくり検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会議は、大谷・小鹿地区（以下「当地区」という。）において、地区の未来ビジョン及び地区課題の解消に向けた実施計画を策定し、魅力的かつ持続可能なまちづくりを実現することを目的とする。

(協議事項)

第3条 検討会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議及び意思決定を行う。

- (1) 当地区のまちづくりの方向性やあるべき姿に関する事
- (2) 当地区の課題に関する事
- (3) 当地区の課題解決に向けた具体的な手法に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(対象区域)

第4条 検討対象区域は、別図1に示す当地区の区域とする。

- 2 第2条の目的を達成するために必要があると認めるときは、その範囲の変更を妨げない。

(組織)

第5条 検討会議は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 検討会議は、必要に応じて学識経験者の中から会議の座長を置くことができる。
- 3 第2条の目的を達成するために必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討会議にワーキンググループを置き、第3条の協議事項について、検討及び連絡調整を行う。

- 2 ワーキンググループは、検討会議委員および検討内容に応じた関係者により構成する。
- 3 ワーキンググループは、必要に応じて座長を置くことができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、静岡市都市局都市計画部大谷・小鹿まちづくり推進課に置く。

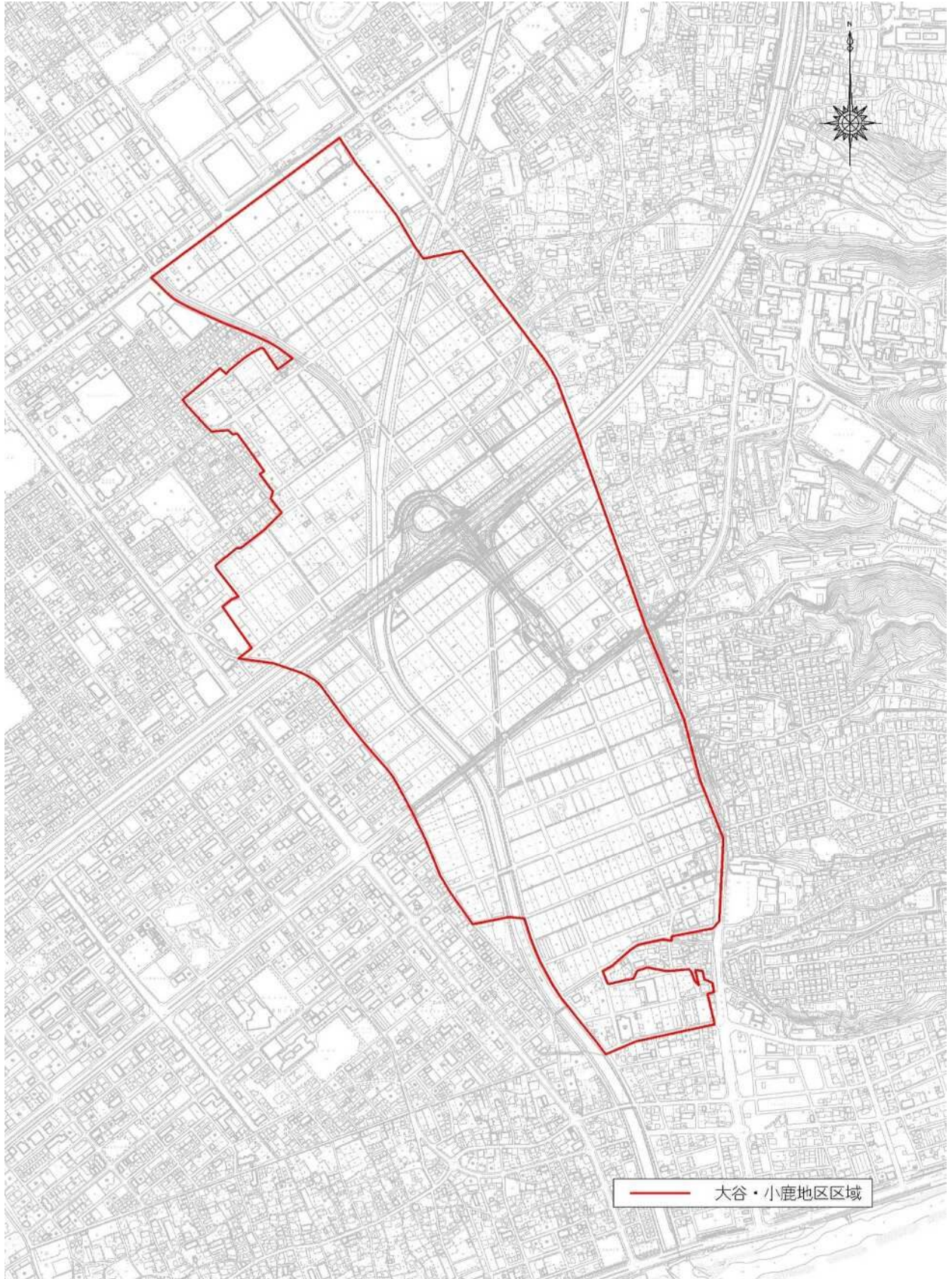
- 2 事務局は、検討会議の運営に関する事務及びその他の事務を処理する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

この要綱は、令和5年2月2日から施行する。

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。



【別図1】大谷・小鹿地区 区域

【別表1】大谷・小鹿地区まちづくり検討会議 委員

	所 属 等	
1	工学院大学 建築学部 まちづくり学科 教授	遠藤 新
2	名古屋大学 施設・環境計画推進室 教授	田中 英紀
3	名古屋大学 未来社会創造機構 特任准教授	金森 亮
4	筑波大学 スマートウェルネスシティ政策開発研究センター 准教授	田邊 解
5	静岡大学 地域創造学環 教授	杉山 康司
6	静岡大学 地域創造学環 准教授	川原崎 知洋
7	大谷学区連合自治会	
8	富士見学区連合自治会	
9	片山自治会	
10	宮川自治会	
11	西大谷自治会	
12	富士見台一丁目自治会	
13	富士見台二丁目自治会	
14	恩田原・片山土地区画整理組合	
15	宮川・水上土地区画整理組合	
16	株式会社フジタ・木内建設株式会社共同企業体	
17	竹中土木／グリーン・ウェーブ・アーキテクトグループ	
18	(事務局) 静岡市都市局都市計画部大谷・小鹿まちづくり推進課	